

第9回 新たな公益法人等の会計処理に関する研究会 - 議事概要 -

1．日時：平成19年3月8日（木） 14:00～16:00

2．場所：虎ノ門第10森ビル4階 第1会議室

3．出席者

（委員）

石川 睦夫（財団法人住友財団専務理事）

亀岡 保夫（公認会計士）

佐竹 正幸（日本公認会計士協会常務理事）

高山 昌茂（公認会計士）

長 光雄（公認会計士）

弥永 真生（筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）

（五十音順）

（オブザーバー）

野口民事局局付（法務省）

（事務局）

戸塚次長、原山審議官、佐伯参事官、范企画調整官、清水企画官、梅澤企画官

（以上、内閣官房行政改革推進室）

須田参事官（総務省大臣官房管理室）

4．議事次第

(1) 開会

(2) 事務局より資料説明

検討結果取りまとめ骨子（案）について

(3) 自由討議

(4) 閉会

5 . 議事概要

(1) 開会

(2) 事務局より資料説明

事務局から、資料 1 及び資料 2 に基づいて説明した。

(3) 自由討議

以上の説明を受け、自由討議を行った。主な発言は次のとおり。

【資料 2 について】

1 (1) の 2 点目について、法人の実態にできるだけ合わせた事業費、管理費への切り分けを認めるようにしてもらいたい。

人件費等の共通経費の切り分けについて、すべての場合に証明資料を提出させるのは手続が煩雑である。一定割合までは事業費への算入を無条件に認めることとし、当該割合を超える場合についてのみ法人から証明資料を提出させるというやり方も考えられるのではないか。

1 (2) について、資金に余裕がある法人とない法人との公平性を確保するという観点もあるのではないか。

1 (3) について、借入金がすべて適当でないということではなく、返済の見込みがしっかりしていれば問題ないのではないか。

1 (4) について、ポートフォリオについて厳格な規制を設けるのは適当ではないが、法人内部で資産運用の方針を定めておくことは重要。

2 (1) について、貸借対照表における評価額を移行直前に恣意的に変更する可能性が否定できないので、資産の評価は「適正な」評価額によることとすべき。

2 (2) について、引当金の性質に応じてその種類ごとにどのように処理するのが適当か整理する必要がある。

(4) 閉会

次回の研究会は 3 月 22 日 (木) 午前 9 時 30 分から行うことが確認された。

以上